

説 明 書

令和 年 月 日

新宮町長 桐 島 光 昭 殿

受注者

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

新宮町

3. 説明内容及び資料 裏面のとおり

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
使用する特定建設資材の種類(新設、維持、修繕工事のみ)※		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果		工作物の状況		
		周辺状況		
		作業場所の状況		
		搬出経路の状況		
		付着物の有無 (新設、維持、修繕工事のみ)		
		その他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容		作業場所の確保		
		搬出経路の確保		
		その他 ()		
工事着手の時期※		令和 年 月 日		
工程毎の作業内容・解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮 設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土 工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基 礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の 見込み(解体工事のみ)※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類 毎の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分 又は使用する部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
☐欄には該当箇所に「レ」を付すこと。